

③ 初再診料等の評価の見直し

第1 基本的な考え方

外来診療において標準的な感染防止対策を日常的に講じることが必要となっていること、職員の賃上げを実施すること等の観点から、初再診料等の評価を見直す。

第2 具体的な内容

外来診療における標準的な感染防止対策を日常的に講じることが必要となったこと、職員の賃上げを実施すること等の観点から、初診料を3点、再診料と外来診療料をそれぞれ2点引き上げる。

	改定後 点数	現行 点数
【初診料】		
初診料	291点	288点
（情報通信機器を用いた場合）	253点	251点
（紹介のない場合）	216点	214点
（紹介のない場合・情報通信機器を用いた場合）	188点	186点
（妥結率が低い場合）	216点	214点
（妥結率が低い場合・情報通信機器を用いた場合）	188点	186点
（同一日2科目）	146点	144点
（同一日2科目・情報通信機器を用いた場合）	127点	125点
（同一日2科目・紹介のない場合）	108点	107点
（同一日2科目・紹介のない場合・情報通信機器を用いた場合）	94点	93点
（同一日2科目・妥結率が低い場合）	108点	107点

	改定後 点数	現行 点数
(同一日2科目・妥結率が低い場合・情報通信機器を用いた場合)	<u>94点</u>	<u>93点</u>
【再診料】		
再診料	<u>75点</u>	<u>73点</u>
(情報通信機器を用いた場合)	<u>75点</u>	<u>73点</u>
(妥結率が低い場合)	<u>55点</u>	<u>54点</u>
(同一日2科目)	<u>38点</u>	<u>37点</u>
(同一日2科目・妥結率が低い場合)	<u>28点</u>	<u>27点</u>
【外来診療料】		
外来診療料	<u>76点</u>	<u>74点</u>
(情報通信機器を用いた場合)	<u>75点</u>	<u>73点</u>
(紹介がない場合)	<u>56点</u>	<u>55点</u>
(妥結率が低い場合)	<u>56点</u>	<u>55点</u>
(同一日2科目)	<u>38点</u>	<u>37点</u>
(同一日2科目・紹介がない場合)	<u>28点</u>	<u>27点</u>
(同一日2科目・妥結率が低い場合)	<u>28点</u>	<u>27点</u>